

Title	運動と研究の架橋／世代の架橋としての教育の可能性
Author(s)	古久保, さくら
Citation	架橋するフェミニズム : 歴史・性・暴力. 2018, p. 13-23
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/68079
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

運動と研究の架橋／世代の架橋としての 教育の可能性

古久保さくら

(大阪市立大学人権問題研究センター)

牟田和恵（編）『架橋するフェミニズム—歴史・性・暴力』第2章

2018.3.20 電子書籍版刊行

<https://doi.org/10.18910/67844>

ISBN978-4-87974-740-2 C3836

JSPS 科学研究費基盤 (B) 課題番号 26283013

運動と研究の架橋／世代の架橋としての教育の可能性

古久保さくら

1. 大学におけるジェンダー平等教育

大学におけるジェンダー平等教育は、すでに40年近い歴史があり、多くの大学で科目開講されている。国立女性教育会館の調査によれば、女性学・ジェンダー関連の講義数は、1983年には開講大学数75、開講講座・科目数が94であったものが、1996年には開講大学数351、開講講座・科目数786まで増加し、2008年には開講大学数617、開講講座・科目数4238となっているのであり、数量的拡大は著しい。文部科学省の学校基本調査によれば、2008年の大学数は765校であり、それと比較すれば、8割の大学でなにかしらのジェンダー平等教育がなされていると言える。すでに、大学におけるジェンダー平等教育はあたりまえの状況になって久しいとすらいえる。

筆者が所属する大阪市立大学の場合、1980年代初頭に「婦人問題論」という形で講義化の動きが始まっている。1980年には、学内女子トイレにおける女性器の落書きや、一部教員の女子大学生に対する差別的言動に対し、女子学生から大学当局に対してクレームが寄せられ、「女性差別のない大学」をつくるために婦人問題論に関する講義科目が要求された。また、「国連婦人の十年」などの社会的動きに連動して、女性教員を中心として1981年に婦人問題の連続講演会が開催され、1982年に「婦人問題論」の自主講座が始まっている(大阪市立大学人権問題研究センター編 2002)。この動きは全国のなかでも相対的に早かったと思われる。

当時の大阪市立大学においては部落問題、在日朝鮮人問題、障がい者問題などについても学内差別事象を契機に関連講義が開設されるという動きがあり、「婦人問題論」開講へのうごきはそれと軌を一にするものであった^{注1)}。このことはその後の授業展開の特徴を規定し、それぞれの問題の当事者、問題解決のために活動してきた社会活動家が、授業に協力することが「伝統」ともなっている。ジェンダー平等教育においても、市民活動／社会運動／フェミニズム運動の実践家からの学びが重視されている。

また、ほかの差別問題に関する教育と共通に、学生から毎回の講義の最後に感想を提出してもらい、それを次回以降の授業で紹介するなど、学生との双方向的授業をつくろうとする教育実践も特徴となっている。筆者が担当する授業でも毎回のコミュニケーションカードの提出が義務付けられ、これを抜粋し学生からのコメントなどを受けて次回の授業で冊子にして紹介しているほか、グループディスカッションの場を設定するなどして、学生の理解度と問題意識を把握する機会を設定しており、世代の異なる教員と学生との間の問題意識のズレを認識できるよう工夫している。

本稿では、自らが行っている大学におけるジェンダー平等教育実践、特に、性的に活性化する年代でもあり、また残念ながら高校までの教育において十分教育されているとはいえない(古久保 2013)状況をふまえて行っている、性をめぐるジェンダー平等教育実践を中心的に扱う^{注2)}。性暴力や性の商品化の問題を主要なテーマとしているこの教育実践について、授業内容とともに学生からの感想文^{注3)}を紹介しながら、教員による教育実践と受講生の理解・受容・反発・抵抗の間の相互作用から、大学におけるジェンダー平等教育が果たす役割と抱える困難について再帰的に考察したい。

なお、今回紹介する教育実践は共通教育科目における実践であり、全学部全学年を対象とした大教室授業という形をとっている。受講者は年によって異なるが登録で80-100名程度というスケールの科目である。

2. 教育実践：被害者性をめぐって

講義においては最初に「セクシュアリティ」が社会的に構築されており、「自然」に思われがちな性行動自体が時代の規範とともに変遷していることを明示するところから始めている^{注4)}。「青少年の性行動全国調査」などのデータを基にして、「自然」で「本能」に基づくとされる若者の性行動がおよそ40年の間にも大きく変容していることを確認し、性行動が社会的に構成されたものであることを示していく。

続いて若者の性暴力(大学生における性暴力事件)の頻発について、テーマとしている。これが性暴力問題に関する1回目の授業になるが、そこでは性暴力被害者に焦点をあてるというよりも、むしろ二次加害者・傍観者という立場に焦点をあてて授業を進めている。これは、過去の大学でのレイプ事件の際に、加害者の「友人」たちがSNSを使って二次加害行為を行ってしまったという歴史的経緯を踏まえて行っているものであり、信頼している友人が加害者だと訴えられている事実を知ったときの認知的不協和を想像してもらいながら、二次加害の問題性を説明している。この授業を通じて、学生に性暴力が身近なところにあることに気づかせることにもなるが、実際、この段階で感想文のなかでは、「自分の友達」の性暴力被害についての言及が毎年出てくる。

被害者に焦点をあてた授業は、性暴力被害者支援に従事してきた外部講師に来てもらって展開している。性暴力被害者に向けた支援がどのように展開してきたのか、性暴力被害者がどのような心理状態になりやすいのかについて知り、被害者に対してどのような支援が必要とされているかについて学ぶ機会となっている。そこでは、被害者個人に対する支援と同時に、性暴力をめぐる刑法改正をめぐる近年の社会運動として「性暴力禁止法をつくろうネットワーク」などの取り組みなどについても教え、2017年の刑法改正において何が実現できて、何が実現できなかったのか、何がまだ課題なのかについて考察している^{注5)}。と同時に、性暴力禁止法をつくろう全国キャラバンや国会内での院内集会やロビーイングについての実際も、講師には語ってもらうよう依頼し、社会を変える力を発揮している市民活動のある種のノウハウを伝えることも行っている。

私自身の問題関心は、暴力が性サービス産業のなかで見えにくいものになっていること、言い換えれば、性サービスを金銭でやりとりする中で、暴力が許容されてしまう社会状況にある。この問題意識から、2016年度と17年度は、2016年10月1日に放映されたNHKのETV特集「私たちは買われた 少女たちの企画展」の視聴を1時間入れた。

「私たちは『買われた』展」^{注6)}は、一般社団法人ColaboとColaboにつながる女子たちのサポートグループであるtsubomiの主催で開催されたものであり(Colabo 2017)、北海道から九州まで全国から14~26歳の24人の女性が参加し、写真や文章、日記などを通して、それぞれが「買われる」に至った背景や体験、想いを伝えた(宮脇 2016)。

この企画展を主催したColaboの仁藤夢乃は、2015年の9月に某大学における講演での「売春する中・高校生」に対する学生の無理解^{注7)}と、当事者が語ることによって伝わるという経験を契機にこの企画を構想したという(仁藤 2016)。

この「私たちは『買われた』展」が『『貧困ポルノ』として「消費されてしまうだけに終わってしまう」ことに対する懸念を表明する人も、同じ「支援者」のなかにはいる(橋爪 2017)が、その意味でも、このドキュメンタリーの存在は、この問題をどのように理解したらいいのかの指針を示すものとなっていた。ドキュメンタリーは企画展が開催されるまでのプロセスを丁寧に追い、また、企画展に入場した人たちの感想を紹介しながら、若年女性の「買われる」に至る背景を示しつつ、企画展の意義を明らかにする内容であり、「買う男性」を非難する以上に、こういう状況に巻き込まれている若年女子がおかれている状況に対して、社会が関心を向けてこなかったことに対しての問題設定が際立つ構成をとっている^{注8)}。

これに続く授業展開では、トラフィッキング問題を売春問題とリンクさせてとりあげている。この授業で最初に見せたのは、オランダの飾り窓のなかでフラッシュモブ的にダンスを踊り、最後に「毎年多くの女性たちが西ヨーロッパでダンサーになることを約束されたが、ここにいる。ストップトラフィッキング」というメッセージが飾り窓の建物の電光掲示板に大きく出されるという1分40秒のyoutubeの映像^{注9)}である。

トラフィッキングは、グローバル化の進展に伴う国境を越えた組織犯罪の一つであり、国際社会の重要な課題となっている。2000年11月国連総会で「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」が採択され、2003年に発効したが、この条約に対して日本は2017年7月に批准している。この条約には「人身取引に関する追加議定書」が作成されており、こちらについても日本は2017年7月に締結している。この議定書の第3条に『『人身取引』とは、搾取の目的で、暴力その他の形態の強制力による脅迫若しくはその行使、誘拐、詐欺、欺もう、権力の乱用若しくは脆弱な立場に乗ずること又は他の者を支配下に置く者の同意を得る目的で行われる金銭若しくは利益の手段を用いて、人を獲得し、輸送し、引き渡し、蔵匿し又は収受することを言う。』とあり、また、「搾取」として「他の者を売春させて搾取することその他の形態の性的搾取」が含まれることが明記されるなど、近年ようやく多くの人のなかで可視化されてきた問題と言えよう。

日本が「人身取引」の受け入れ大国になっていることは、すでに京都YWCAAPT編(2001)などで問題化されてきたが、国境を越えた「搾取」の問題として扱われてきていたところ、昨今では、人身取引被害者サポートセンター ライトハウスなどの支援活動の現場では、「日本国内の問題によりフォーカス」しており、必ずしも国境を超えない状況において、つまり

日本の国内における女子高生などが人身取引に巻き込まれる状況を問題視するようになっており、それを踏まえて講義では、JKビジネスとの連関でトラフィッキングを扱うという展開になっている。

この2回の授業展開は、かなり意図的に「被害者性」に力点を置いたものであった。それゆえ、「売春」へと水路づけられてしまう若年女性の事情・その強制力について、学生にはよく理解されたように思う。代表的な感想を紹介すれば以下のようなものだ。

売春する女の子たちは、家に居場所がなく、かといって学校にも居場所がなくして仕方なく、という状況にあると知った。「買われた」ではなく「売った」だろ、という中傷の声が大きい中、自分を責める少女たちの姿を見て心が痛んだ。家で暴力を振るわれる、お金がなく食べるものがない、そんな状況でむしろ売春が心の支え（人のぬくもり、ご飯が食べられる）となっている少女もいて、いかに社会的支援が必要かということを考えさせられた。

若い女性が被害に遭う性犯罪が起こる背景には、若い女性が感じる「孤独」や「貧困」があるのだと思った。特に女子高生や女子中学生は思春期を迎える人も多い中、精神が不安定なところに付け込む加害者は本当に許されるべきではないと思った。

ビデオのなかの企画展に訪れていた女性の方も話していたが、性犯罪はただ加害者が悪いだけではなく、若い女性たちにとって生きづらい社会や家庭を作っている社会全体も悪いと思った。

「被害を受け、人権を侵害される女性たち」という説明は非常に学生に理解されやすい。トラフィッキングという人権侵害概念を援用しつつ、若年女性が売春や性サービス産業へと巻き込まれる実態について、2回にわたって説明したのち、「本人が必ずしも望んでいなかったが、性サービス産業、あるいは売春にまきこまれてしまう女性たち（とは限らないが、現実には多くは女性）を助ける、なくすためには、どのような方策が必要か」というテーマで、グループディスカッションをさせた際に、学生たちは、強制的に性サービスを売ることさせられるのは人権侵害だと認識して議論を進めた。しかしながら、少人数とはいえ「自己責任論」を前提にした発言が、上記条件をつけた議論のなかでも登場したことも事実である。その結果、それまでの流れをしっかりと理解していた学生は「(居場所がない女子高生が男性に)『誘われて行く時点で女が悪い』と言い放ったメンバーもいました。どうでしょう……」と当惑することになったりもする。

3. 教育実践：性サービスをめぐる「自己決定」「自己責任」への留意点

JKビジネスを含めて性サービス産業をめぐっては、「被害者性」だけでは語りつくせない論点があるのではないかと、いうのは学生自身が非常に強く感じているところでもあり、私自身もまた、性サービス産業に従事している女性＝「被害者」と一枚岩的に考えられない側面が存在しているとは考えている。

多くの学生は、性サービス産業や売春について、あるのは「しかたがないこと」として前提にしており、その全面的な禁止を求める意見は非常に少数であるのが現状だ^{注10}。たとえば、以下の理由から「しかたない」と学生たちは語るのである。

やはりどのような場所や時でも、人間の文明がある程度発達している以上、性サービス産業はある種「伝統的な」モノになっているので、完璧になくすことはできない

全面的に規制するとかなり多くの働き口がなくなってしまう、大半が路頭に迷うことになるので、ただでさえ就職が難しくフリーター、非正規雇用が増えている今はまだ早いと感じました。

現実にあるからしかたがない、生活のためにはしかたがない、というわけだ。この「しかたがない」という思いに対していかに揺さぶりをかけられるか、が授業展開での正念場になる。

ところで、現状の日本においては、「売春防止法」があり、法的には買売春は禁止されている。もちろん、この法律がいわゆる「ざる法」であり、広大な抜け道が現存していると同時に、買春した男性に対しての罰則規定がない一方、売春を公然と行おうとした女性に対してのみ刑事罰か「補導処分」を行うことを規定するなど、極めてジェンダー差別的な法律であることは間違いがない。とはいえ、法的には「禁止」されている行為に関しても、「しかたがない」と受け止めている学生がほとんどであることは本来的には「驚愕」すべきことではある。

学生の多くが現在の性サービス産業のなかでどのようなサービスがあるのかについては知らないのだが、風俗営業法のもと性サービス産業が多様に展開している現実があるなかでは、性の商品化の存在自体を疑うということが難しいことも一定

理解できる。また、性サービス産業に従事する友人をもつ学生も何人もいることも感想文からわかる。

一人は、中学生の時の女友達が性サービス産業に従事していると語った男子学生であり、以下のように述べる。

やんちゃな女の子の友達（のなかに）性産業で働いている子がたくさんいます。今回このジェンダーと現代社会をとったということもあり、その友達たちに聞いたら、いやいや働いていることはない、それ相応の額をもらっているので文句はないと言っていました。

その他に、〇大学の先輩で塾と風俗で働いている人もいるのですが、その人も、いやいやではないと言っていました。また、もう一人は、女子学生であったが、以下のように述べる。

〔グループワークの〕班の人は「風俗・売春は悪いこと」という認識だったので自分とは違うなと思いました。確かに良いことだとは思えませんが、私の友達は売春によって好きな服が買えたり、勉強ができたりと楽しそうになったので完全に否定するのみなあとだと思います。

性サービス産業に従事している若年女性は受講学生の近くにもいるのであるが、本人たちの姿を「納得している」「楽しそう」な姿として理解するがゆえに、一挙に「選んでいる」という認識になってしまい、「選んでいる」人もいるのだから性サービス産業はあってもいいという認識につながってしまう^{注11)}。

そこで、次には「選んでいる」とはいかなることか、を考えさせるように授業は展開していく。

とはいえ、性サービスに従事する人は常に被害者であるのか、という問題は別途考えるべき問題として存在することも確かだ。「売春防止法」が規定するように、性サービス産業に従事することを、「売春が人としての尊厳を害し、性道徳に反し、社会の善良の風俗をみだす」として売側の「尊厳」を傷つける、と無条件に前提にする必要はないとする議論もフェミニズムのなかにはあり、私自身もまた、女性が自らの性的体験をどのように「自己決定」するかは女性自身にゆだねられるべきことだと考える。また、「自己決定」として性サービス産業に従事していると認識している女性たちが存在していることも確かだ。それゆえ、授業では、「自己決定」として性サービス産業に従事している女性たちの存在も紹介する。

実際、性サービスを提供している女性たちが、WEBや著作によって発信をし始めている。しかし、その発信を真摯に読むとき、性サービス産業に「主体」としてかかわるといことのできる当事者たちの屈強さを思わずにはいられない(古久保 2016)。

2005年に要友紀子と水島希により『風俗嬢意識調査』が出版されているが、これ以降、性サービス産業従事女性たちの意識や実態について、従事者たちに寄り添って明らかにしようとする動きが登場している(鈴木 2008, 荻上 2012 など)。また、2010年前後になると、性サービス産業従事者女性たちが自ら語りだすようにもなる。水嶋かおりん(2009, 2015)は、その先駆的な存在だと思われる。また、長谷川華(2011)は、性サービス提供者として、かつ経営者として発信している。

水嶋も長谷川も、サービス提供者としてのプロ意識が際立っており、顧客満足をいかに達成するかを心に配り、また、自分以外のサービス従事者女性に対してのリスペクトを持っているところは共通している。だが、極めて詳細に具体的にサービス内容とサービス提供者として顧客満足を与えるためのノウハウを記述することを通して、私たちは性サービス産業でサービス提供者として労働することが、誰にでもできることではないことに改めて気づかされるのだ。彼女らの著作からは、性サービス産業にとって必要とされる「能力」が誰にでも身につけられるものではなく、性サービス提供とは「楽しんで稼げる」というような職業ではないことが分かる。具体的なサービス業態が当事者の著作により明らかにされることで、性産業の特徴としての「女性性を商品化するためには、相反することを同時に行いながら、客との関係を擬似恋愛の範囲内にコントロールし続けなくてはならず、高度なコミュニケーション技術が必要であり、精神的不可は大きい」(杉田 2015:170)点が明確になってきたといえる。

自分の性を商品化することに自分なりの意味を見出しながら、自分のサービスの範囲ややり方を客との交渉のなかでコントロールしながら性サービスに従事できる人は、まさに「主体」としてその仕事を選んでいる人だと言える。だが、性サービス従事者たちの著作を読めば読むほど、そのような「主体」をもつ人だけが性サービス産業に従事しているのではないだろうと逆説的に気づかせられるのだ。

それゆえ、ジェンダー平等教育としては、「自己決定」「自己責任」のひとつをもう少しふわけして考えることを学べるように、その後の授業展開を構想している。性を売ることを女性たちの性的自己決定の一つとしてとらえるためには、その議論の前に何が留意されるべきなのか、という問題である。2017年後期の授業のなかでは三点の留意点について言及した。

一つには、当事者たちの著作から改めて見えてくる「主体」に対する考察が必要だ。「自己決定」と「自己責任」を担う

「主体」になるためには、そのような「主体」の獲得を経験と教育によって得る必要がある。「私たちは『買われた』展」で自己の思いを表明した若年女性たちは、「自己決定」を選択する余力がその瞬間には身につけていなかったことを示しているのである。

性的商品化に参入する誘いを「断わる」ためには、「断わる」という選択肢が目の前にあってこそ可能になるのであり、「断わる」選択肢が現実的に機能しないとき、すなわち「断われない」状況のなかでの「自己決定」をどのように語りえるのかが問われている。「『私たちは買われた』展」が示すのは、家族や学校に居場所がなく、街へ出て行かざるを得ないというそれぞれの事情や生きづらさのあり方であり、「断わる」ための他の選択肢がない中で「買われる」ことになる状況であった。この「断われない」状況がそこにある中で、どのようにして「主体」の責任を評価すべきなのか、という問題があるはずだ。

とはいえ、一方的に、状況による機械的な非選択的行為としてのみとらえることにも疑問はある。上間陽子(2017)は、選択肢が限りなく少ない状況のなかで、それでも何とか生き延びようと、その瞬間瞬間にとっての「合理的選択」（と思われる選択）をしていく少女たちの姿を描いている。それは必ずしも長期的な視点から見て利するものではないとしても、そこにある個々人の「選択」を上間は尊重しようとする。それぞれの個人の選択を尊重することからしか、個々人のエンパワメントは始まらないことを、上間は理解しているからだと思われるが、同時にそのことにより一層困難な状況に置かれがちであることに対しての理不尽さも上間(2017)からは明らかだ。

女性たちの「自己責任」を考えるためには、女性たち自身がおかれている状況における選択肢の少なさに対する配慮と同時に、それでもそこで選択せざるを得ない女性たちの「主体」を認め、尊重せざるを得ず、だからといって、その結果の責任を一身に女性に対してのみ負わせようとする力とは対峙せざるを得ない。

私自身は、ここに家庭も含んだ教育あるいは生い立ちのなかで鍛えられていく「主体化」という視点を補助線として用いることができないのだろうかと考えている。私たちは、どのような人であっても、大学生になるまで生き延びてきた人である以上、誰かにケアしてもらって生きてきたことは間違いがない。しかし、誰の子どもとして生まれるのか、どのような家庭で育つのか／育たないのか、生育家族を選ぶことができずに生まれ育ってきていることもまた事実だ。しかも、基本的には家族を最小の福祉単位としているこの社会においては、個人（特に子ども）に対する家族の持つ影響力は多大にならざるを得ない。だからこそ家族のなかで居場所を失う若年女子たちは街へ出ざるを得ないのだ。

個々人の選択できる力としての「主体化」は、生育家族の力量に規定される部分があるのであり、人間の生育家族は選択不可能であるという事実を前提とせざるを得ないからこそ、「主体化」のあり方にも偶発性が反映されざるを得ず、個人努力としては捉えられないという側面があることを強調している。

自分のやりたいことをやりたいと言い行い、自分の嫌なことを嫌と言い行わない、そのような小さな自己決定経験を重ねることが、人が重要な自己決定を行う力をつけるためには重要なのであり、この力は教育と経験によって開発されていくのだということを、実は私たちの社会は前提にしている。実際、未成年(18歳未満)の子どもたちの性サービスを買うことが現在では法的に認められていないということ自身、性を売る「主体」として18歳未満の子どもは認められていないことを意味するのであり、性的自己決定するには「主体化」が不十分だと認識されているわけだ。すなわち、「主体」化は教育や経験を通して成長とともに達成されていくというモデルを前提にしているのだ。それでは、18歳の誕生日というのが十分な「主体化」の保障になりえるのだろうか。こう考えれば、必ずしもそうとは言えないことは明らかだろう。ある一日を境に「主体化」が完成するわけではない。また、知的に障がいをもつ場合などのように、情報を集め自己選択を可能にする「主体化」が遅れるなど、発達のあり方は多様でもある。

選択肢の不十分さと、「主体」を作り上げていく経験の不十分さについての理解が、「自己決定」「自己責任」の議論の前に留意されなくてはならない。

性サービス従事に対する「自己責任論」への留意点として、二つ目には、性サービスが現実に産業化しているとしても、それを他の労働と同様に扱っていいのかという問題がある。これは、若年シングルマザーが性サービス産業に水路づけられ、性サービス産業が女性にとっての「セーフティネット」になっていると言われる状況(杉山 2013)のなかで、本来のセーフティネットとはどうあるべきなのかを考えることも連動する。

日本社会の最大のセーフティネットとして存在している生活保護施策をめぐっては、「生活保護法」の第4条で「保護の補足性」として、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活

の維持のために活用することを要件として行われる」と記されており、個々人の稼働能力を發揮する努力をしてからしか生活保護にたどり着けないことになっている。

それでは、保護を請求する前に、性サービス産業に従事することを一概に求めるべきなのだろうか。実際、性サービス産業が若年女子のセーフティネットになっているという事実は、生活保護を請求するよりも性サービス産業に従事することの方が、若年女性にとって選択可能性として高くなっていることを示してはいるのだが、果たして性サービス産業に参入することを稼働能力の發揮、として無批判に前提にしていいのだろうか、という問題は残る。

今なお、私たちは性というものに特別な価値づけをしがちな人を多く抱える社会、あるいは性に多くの意味づけをする社会（フーコー 1976=1986）に生きており、その中で性サービスに従事することをめぐっては、性サービス産業の労働市場に「参加しない」という選択肢を選ぶ自由が保障される必要があると考える。

性的な行為については、何を快と思ひ、何を不快と思うかは個人によって差があることは、1990年代以降セクシュアルハラスメントが社会問題化される中で、ようやく理解されるようになってきた。また、1990年代以降のリプロダクティブ・ヘルス・ライツの議論の深まりのなかで、どのような性関係を結ぶのか／結ばないのかは「性的自己決定権」として認識されるようになってきたのである。その意味で、売りたいくない性的経験を売られることを強制されるようなことがあってはならない。言い換えれば、性サービス産業に従事する自由はあるが、性サービス産業に従事することを稼働能力の一部として当然視されることは、性的自由の侵害につながる可能性があるものであり、性サービス産業が若年女子が貧困に陥らないための最後の手段として、あるいは仕事と居場所を提供する機能を果たしているという現実があるとしても、それをセーフティネットとして認めてはならないのだ。「性サービス」の提供はすべての人にできることでもするべきことでもなく、稼働能力として万人に期待すべきものではないという認識が重要になる。

くわえて、なぜ性サービス産業に従事するのが女性たちに偏りがちになってしまうのか、という問題がある。生育家族の家庭環境に恵まれない、あるいはそのことと関連して学歴に恵まれない女性たちに特に顕著ではあるが、女性全体がディセントワークに従事できない傾向にある労働市場の問題を無視するわけにはいかない。特に十分な学歴を得ることができなかった女性たちに対する労働市場が十分に機能していない状況をどう解決していくのか、が重要な問題になるが、この労働市場に関する論点は非常に大きな問題であり、別の授業展開のなかで中心的に扱うことになっている。

性サービス産業への従事について「自己責任論」という議論に至る前に、留意すべき論点としての三つ目には、性の商品化に対する差別意識の問題があるだろう。

実際、なぜ性サービス産業のなかで振られる暴力が可視化していかないのか、を考えると、そこには、一方では「しかたがない」として性サービス産業の存在を疑わないにもかかわらず、もう一方で性サービスという仕事に対して忌避しようとする「差別意識」が私たちの社会にはあると気づかざるを得ない。友達に性サービスを提供してお金を得ている人がいる、ということをグループディスカッションの場では口に出さなかった学生は、性サービスに従事する女性に対する「評価」の苛烈さを認識していたのだとも思われる。性サービス産業に従事する自由と、差別にさらされることを回避する自由とを、同時に保障することが必要なのだ。

この点については、「池袋買春男性死亡事件」をめぐる議論が参考になる。1987年に起こった「池袋買春男性死亡事件」は、池袋のホテルに出張サービスに出向いた女性が、そのホテルの室内で暴力を受け、暴力から逃れるために用いたナイフによって客の男性が死に至ったという事件であった。この事件をめぐる、女性側は正当防衛を主張したところ、地裁・高裁ともに過剰防衛であったとして執行猶予付きの有罪で裁判は終わった。この裁判において、検察側は「被告人はそもそも売春行為を業としており、被告人にとっての抵抗感というのは（中略）通常の女性が見知らぬ男から同様の行為を受けた場合とは質的にまったく異なるものである」として、性サービスに従事している女性とそうでない女性との間の暴力に対する忍容度が違うことを当然とする主張を行ったのである。これに対して、当然女性たちから支援の輪が広がり性サービス産業に従事する女性たちに対する差別意識を糾弾する声があがったのである。この裁判では、性サービス産業に従事している女性たちは暴力を受けても仕方がないとする判断が残存したままであり、このような理解は、牟田章でも触れているように、2013年に橋下徹大阪市長が米軍海兵隊の司令官に向かって、風俗を利用することにより日本国内における性的暴力を減少させることを提案したことにも見られる^{注12)}。この発言に対しては、性産業従事者たちから「自分たちは一般女性を守るために、性暴力の対象として性産業に従事しているわけではない」と批判の声があがったが、現場における暴力とサービスとの違いすらも無にしていものと言わんばかりの主張は、まさに性サービス産業従事者に対する差別的まなざしの証左でもあ

る。

差別されること、もしくは暴力に曝されることを「選択」として認めるべきではない。性サービス従事を自己決定できるとしても、暴力を受けることが正当化されるような存在として性サービス従事者を差別視することを私たちは認めるわけにはいかない。

授業展開のなかで、このような留意点を考えさせることにより、学生たちに「自己決定」「自己責任」の問い直しを迫っている。

4. ジェンダー平等教育の困難

性サービス産業の存在を無批判に前提とするのでもなく、そこに関与する人々の「被害者性」と「主体性」を合わせて理解できるような力をつけさせたい。複雑な社会問題を複雑なままに理解しながら、よりよい社会とは何かを考え続けさせたい。そのことが受講者本人にとっても困難な局面を乗り切るための複眼的思考力を身につけることになる。このように考え展開している授業ではあるが、実際うまく機能しているかどうか心もとないのも事実ではある。

社会的公正を教えるための教育にとって、「特権に無自覚なマジョリティ」が現在の社会状況を不公正であると気づくことが必要なことは間違いがなく、「特権に無自覚なマジョリティ」に社会的不公正を認知させるためには、「特権に無自覚なマジョリティ」が抱える不安や不当感を一度は受け止める必要がある、とも言われている（グッドマン 2011=2017）。ジェンダー平等教育において、ジェンダー不平等社会を改善するためにもまた、「特権に無自覚なマジョリティ」の抱える不安や不当感を理解することが必要なのだと思う。だからこそ、感想文を書かせることが重要なのだ。

ここ数年、授業に対する感想を見る限り、望まない性行為を強要することそのものがレイプであり犯罪行為だとする認識をもつ学生も着実に増えていることを実感している。また、彼らの多くが若者の性暴力の背景にメディアの存在があるということを認識している。

漫画等で無理矢理、性犯罪されたことがきっかけで結ばれて～みたいな表現が多く、男性からしたら「いけるんじゃないか？」となってしまうのでは、と思ってしまう。

年齢制限があってフィクションであることを前提においても性教育が少ない世の中において、教科書的な役割を果たしてしまう可能性を考えなくてはならないと感じた。

というのが、代表的な感想でもある。性教育を学校教育においてももっとやるべきだとする感想も多数登場している。

とはいえ、性暴力被害に関して被害者責任を主張する意見も、学生のなかに極めて根強く存在することも確かだ^{注13}。

これがどのようなリアリティによって維持されているのか。感想文から読む限りでは、一つには、「親に知らない人と飲みに行っただけでいけなと言われていた」というような家庭教育を受けてきたことが関連している学生が一定いることが分かる。これに対しては、レイプの加害者は全く知らない人というよりも、知り合いであることが多いという事実誤認を伝え、被害を受けないための自衛をとることは個人の処世術だとしても、被害者責任を追究することが社会的公正に合致するわけではない、ということも伝えようとしている。

もう一方で、被害者自己責任論には、なんでも女性に責任を負わせたいとする企図が含まれているように思われる。2017年度の授業展開のなかで興味深かったのは、強姦罪が成立するために脅迫・暴行要件が厳しいという現実を現状の刑法の問題点として講師が指摘したあとの、短時間でのグループディスカッションで、「脅迫・暴行要件が〔男性側に〕厳しくなると、冤罪が増える」という意見が登場したことだった。

冤罪ということばは、自らが行っていない刑法上の罪に対し刑罰が処せられること、を意味しているはずだが、学生たちは誤認逮捕を「冤罪」ということばで表現することが多い。すなわち、強姦罪の脅迫・暴行要件が厳しくなければ誤認逮捕が増える、という危機意識とは、「女性に訴えられて逮捕される危険性を感じる」ということと同義だと思われる。女性が訴えるような行為がそこにあるのであればそれは「誤認」ではない可能性も高いのだが、それにしても、なぜ訴えられるという危険性を感じるのかと言えば、一つには女性と性関係を結ぶときにきちんと合意をとっている／とる自信がないことが背景にあるのではないだろうか。自分は合意があると思っていただけ（あるいは合意を厳格にとる必要がないだろうと甘く考えていたが）、相手からは合意がない性関係だったと主張されることへの不安を「冤罪が増える」という危惧は意味しているように思われる。実際以下のような感想が出てくる。

被害者も被害にあっているときはそこまで抵抗せずに、合意の気持ちがあつたかもしれません。しかし、あとから気持ちが変化して訴えたという場合があるかもしれません。よって、被害者も初めから嫌なら全力で拒否できるようにならなければならないと思います。

「冤罪」に怯えるもう一つの背景には、性行為の相手と信頼関係をもたずに性関係を結ぶ可能性についてのリアリティが反映されているようにも思われる。性サービス産業をめぐる自分が利用するという感想を書いてくる学生はほとんどいないのだが、にもかかわらず、性サービス産業は決してなくならないという信念を記してくる感想は少なくない。曰く「男性の方が性的欲求が強いのは本能だからだ」。すでに性行動の歴史性という授業をした後であっても、「男性性欲の自然」に対する思いは根強い。これは自らの性欲コントロールに苦勞している現状を反映しているのだろうか、と思いつつも、自分の性行為の責任を放棄する回路として機能する危険性を感じる。

平山亮(2017)は、私的関係のなかで人間関係の調整機能を果たさず、果たさないことに気づきもしない男性ジェンダーの問題を指摘しているが、上記の学生たちは性関係(確かに私的関係の最たるものだ)を結ぶときにすら相手との人間関係の調整を十全に果たす必要がないと考えているようなのだ。まさに男性ジェンダーの問題として今後もう少し授業でも触れるべき点かもしれない。

だが冤罪論の背景には、それ以外のものも潜んでいるように思われる。痴漢の問題をめぐる男子学生は、ひんぱんに「冤罪」の危険性を主張する。女性専用車両に対する不公平感は毎年男子学生のなかに極めて強く、社会におけるジェンダーに基づいた差別として真っ先に上がってくるのだが、同時に、痴漢における冤罪問題もまたジェンダー不平等問題として指摘されることが多い問題だ。ここでも「冤罪」は「誤認逮捕」として理解されていることが多く、無辜の者に対する有罪判決を意味しているわけではない。「痴漢 冤罪」で検索をかければ、彼らが何を恐れているのかはおぼろげにわかってくる。逮捕に基づく拘留の長さ、あるいは裁判の長期化が自らの社会生活に与える影響を心配しているのであり、それは逮捕後の長期拘留や、被疑者取り調べの不当性としては至極もっともなことではあるのだが、その問題が警察における取り調べの不当性の問題としてではなく、女性が被害を訴えることの問題として理解されてしまうところに、被害女性に責任を一身に迫らせようとする姿勢が表れているように思われる。ごく一部に虚偽の被害申請をする女性がいるとしても、痴漢被害総数に比べれば圧倒的少数であるにもかかわらず、痴漢問題が痴漢被害の問題から冤罪被害の問題に移行してしまうところには、牟田章でも論じているように、社会と女性に対する不信があるように思われる。

社会への不信という点についていえば、被害者意識は極めて強いが、その一方でその被害者性を克服するために社会問題化のために動こうとする意志は受講生のなかにはほとんどなさそうだ。講義において刑事司法手続上の問題を解決することの重要性を強調したところで、逮捕・拘留が社会生活に与える影響についての怯え、あるいは誤認逮捕されたときの自分の不利益への思いはぬぐいがたいのだ。

性的問題の結果責任を女性に一身に負わせ、もう一方で男性の行為の責任を問われたくない、とする姿勢は、性サービス産業や売買春をめぐる学生からの感想にも強く見出される。多くの女性たちは性サービス産業への従事を「選んでいる」のだから、社会が対応する必要はないのではないかという意見もグループディスカッションでは強固に表明されたのである。

加えていえば、性サービスに従事している女性たちの「自己決定」「自己責任」を強調する意見の背景に、中高時代の「荒れた」同級生のふるまいに辟易していたという反発が、彼女たちの状況への理解を妨げていることも感想からは読みとれる。「自たちが必死に勉強しているときに、あいつらは勝手に遊んで邪魔していた」というわけだ。安心できる居場所として家庭が機能しないとき、同じ境遇の子どもたちが集いその中で「非行」と言われる行為を行うことは多々ある。しかしこれもまた、勉強する、分からないことを教えてもらうという経験が乏しい中で、選択肢の不足が招いた結果であることも多い。だが、選択肢の過少性や、生育家族という自己責任とはとてもいえない環境の問題にはなかなか目が向かないまま、自分の経験から「自己責任」論をかたくなに守ろうとする学生に対してどう向き合うべきなのか、悩みは深い。

自らのセクシュアリティを「自然」と位置づけ、性暴力被害の結果すら「自己責任」とみなそうとする学生の意識は、15回の講義を終了してすら変わっていないことがある。まじめに授業と対峙しなかったからなのか、対峙できなかったからなのか、彼らが何に怯え、何に傷ついているから「抵抗」をしているのか、授業の感想からでは理解しきれない部分は大きい。「抵抗」を理解するところから、社会的公正教育の実効性は高まる(グッドマン 2011=2017)とされるが、80-100人程度のクラスでそれはなかなか困難なことではある。しかし、受け手の抵抗感の根源を理解せずして、ジェンダー平等教育

が次世代にフェミニズムを伝える架橋としての機能を果たし得るのかどうか、実に心もとない。

5. 架橋としてのジェンダー平等教育をめざして

本稿では、自らの教育実践を題材に、ジェンダー平等社会の実現のための運動と研究、そして世代をつなぐ架橋としての、大学におけるジェンダー平等教育の可能性について考察してきた。

紹介してきたのは、ジェンダー平等社会の実現のために努力している市民活動／フェミニズム運動の実践を紹介し、実践者たちの思いを聞く機会を多く持つことで、ジェンダー平等教育に運動を取り込む教育実践であり、また同時に、多くのジェンダー関連研究や当事者からの発信の成果を踏まえた教育実践でもある。その意味では、大学におけるジェンダー平等教育実践は、運動と研究をつなぐ機能を持っているとはいえよう。

しかしながら、次世代にフェミニズムをつなぐ架橋としての機能を果たせていると言えるだろうか。私自身は、ジェンダー平等教育を通じて、複雑な社会を複雑なものとして理解する力をつけながら、そこにあるジェンダー不平等に起因する社会問題を解決する市民としての資質を高めることをめざして教育に携わってはいるが、実際には前節でも述べたような困難を感じている。

ジェンダーをめぐる研究成果は専門的に分化し、多様になり、議論が複雑化する中で、大学におけるジェンダー平等教育として伝えるべきものも複雑にならざるを得ない。加えて、多様な議論の何を紹介し、どのような授業展開を行うことが望ましいのか、その判断は各教育実践者＝研究者に任されており、本当にこの授業展開でジェンダー平等社会の実現に資するという目的が達成されているのか、受講生に教員の企図が伝わっているのか不安ですらある。授業の感想を毎回受け取り、彼らの思いをくみ取ろうとしてはいるものの、教育の受け手＝学生がもつジェンダー平等社会の実現に対する不安・不信がどこにあるのか、十全には理解できていないからだ。

「感想」は時に教員に迎合したものとなりがちである可能性もあり、時間的制約のなかで彼らの思いが完全に表現されているとも限らない。授業時における感想は、調査研究の調査とは異なり、こちらが聞きたいことを収集することを可能にはしない。もちろん、最近の若者の意識調査や抱える問題群についての研究を参照しながら授業を行うとしても、受講生たちの生きる社会のリアリティ、「抵抗」「反発」の源を探ることは非常に困難なのだ。

とはいえ、フェミニズムを伝えるためには、伝え手と受け手の密なコミュニケーションが必要であり、授業という場では必ずしも学生の「抵抗」「反発」のありかが探れないので心もとないが、それでもそうした「不透明性」を直視しつつ、一步一步距離を縮めていくことこそが、フェミニズムの実践そのものであるようにも思うのだ。

と同時に、ジェンダー平等という社会的公正を実現するための世代をつなぐ架橋として大学におけるジェンダー平等教育が機能しているのかどうか、常に研究者・教育者の間での確認作業が必要だと思われる。

「『研究者としての姿勢を示せば、学生はおのずと学び取っていく。それが大学の役割だ』という認識では、ことジェンダー教育では限界がある。大学教員が自身の教育実践を含めて意見を交わし、ジェンダー教育の充実を図ることで、各分野の研究の進展にもつながっていく」(弓削 2017: 17) という可能性にかけ、その第一歩の役割を本稿が果たせられればと思う。

【付記】

本稿は、平成 26-29 年度科学研究費基盤 (B) 研究課題「ジェンダー平等社会の実現に資する研究と運動の架橋とネットワーク」(課題番号 26283013) の助成を受けた研究成果の一部である。

文 献

Duval Guillaume, 2012, “Girls going wild in red light district,” *Youtube*, (2018 年 1 月 5 日取得, <https://www.youtube.com/watch?v=y-a8dAHDQoo>).

Foucault, Michel, 1976, *La Volonté de Savoir: Volume 1 de Histoire de la Sexualité*, (=1986, 渡辺守章訳『知への意志 性の歴史 I』新潮社.)

古久保さくら, 2013, 「ジェンダーと人権教育」上杉孝實他編『人権教育総合年表』明石書店, 221-259.

古久保さくら, 2016, 「人権教育から見た『性の商品化』」世界人権問題研究センター『世界人権問題研究センター 紀要』21: 83-105.

Goodman, Diane J., 2011, *Promoting Diversity and Social Justice*, Taylor & Francis. (=2017, 出口真紀子監訳, 田辺希久子訳『真のダイバーシティをめざして 特権に無自覚なマジョリティのための社会的公正教育』上智大学出版.)

橋爪真吾, 2017, 「見えない買春の現場 JK ビジネスの現場第1回」, BEST TIMES 書籍編集部コラム, (2018年1月5日取得, <http://best-times.jp/articles/-/4527>).

長谷川華, 2011, 『ママの仕事はデリヘル嬢』ブックマン社.

平井和子, 2014, 『日本占領とジェンダー 米軍・売買春と日本女性たち』有志舎.

平山亮, 2017, 『介護する息子たち 男性性の資格とケアのジェンダー分析』勁草書房.

女子高生サポートセンター Colabo, 2018, 「企画展『私たちは「買われた」展』」, 女子高生サポートセンター colabo ホームページ, (2018年1月5日取得, <https://colabo-official.net/projects/kawareta/>).

人身取引サポートセンターライトハウス, 2018, 「ライトハウスとは」, ライトハウスホームページ, (2018年1月5日取得, <http://lhj.jp/about>).

京都YWCAAPT 編, 2001, 『人身売買と受入大国ニッポン——その実体と法的課題』明石書店.

国立女性教育会館, 「女性学・ジェンダー関連科目データベース」, 国立女性教育会館ホームページ, (2018年1月5日取得, <http://winet.nwec.jp/jyosei/search/>).

要友紀子・水島希, 2005, 『風俗嬢意識調査——126人の職業意識』ポット出版.

菊地夏野, 2010, 『ポストコロニアリズムとジェンダー』青弓社.

宮脇麻樹, 2016, 『「買われた」展 少女の“売春”の背景に何が』, NHK 生活情報ブログ, (2018年1月5日取得, <https://www.nhk.or.jp/seikatsu-blog/251174.html>).

水嶋かおりん, 2009, 『私は風俗嬢講師』ぶんか社.

水嶋かおりん, 2015, 『風俗で働いたら人生変わったwww』コア新書.

仁藤夢乃, 2016, 「私たちは「買われた」展を終えて思うこと (1)」, imidas ホームページ連載コラム, (2018年1月5日取得, https://imidas.jp/kokogaokashii/?article_id=l-72-001-16-09-g559).

日本児童教育振興財団内日本性教育協会編, 2013, 『「若者の性」白書 第7回青少年の性全国調査報告』小学館.

荻上チキ, 2012, 『彼女たちの売春(ワリキリ) 社会からの斥力, 出会い系の引力』扶桑社.

大阪市立大学人権問題研究センター編, 2002, 『人権問題ハンドブック2 ジェンダー編』大阪市立大学.

杉田真衣, 2015, 『高卒女性の12年 不安定な労働, ゆるやかなつながり』大月書店.

杉山春, 2013, 『ルポ 虐待: 大阪二児置き去り死事件』ちくま新書.

スタジオポット編, 2000, 『「売る売らないはワタンが決める——売春肯定宣言」』ポット出版

鈴木大介, 2008, 『家のない少女たち 10代家出少女18人の壮絶な性と生』宝島社.

上間陽子, 2017, 『裸足で逃げる 沖縄の夜の街の少女たち』太田出版.

弓削尚子, 2017, 「はじめに」村田晶子・弓削尚子編著『なぜジェンダー教育を大学で行うのか 日本と海外の比較から考える』青弓社.

Abstract

Possibilities for Building Bridges between Research and Activism and between Different Generations through Education

Sakura Furukubo

This paper deals with the potential of education to bridge research, social movement and generations. I have been in charge of a

course on gender equity at a university for seventeen years. I consider recursively the possibility of education to create a society with gender equity through my own practice, a part of one course, and reactions of students, especially ‘resistance’ and ‘repulsion’ to gender studies.

I focus on a part of this course that addresses sexuality, especially sexual violence and commercialization of sex. On the one hand, I emphasize the ‘victimity’ of those who undergo sexual violence and are involved to prostitution, and on the other hand, I point out the importance of ‘subjectivity’ for self-determination in sexual behavior. The most important issue is in teaching the problem of sexual behavior in my class is to confirm some points to keep in mind before debating ‘self-determination’ and ‘self-responsibility’ . There are: 1) to secure the ‘subjectivity’ that one builds through education and experience, 2) to secure other choices, include ones to not done, 3) to secure to be not discriminated by any choice.

Nevertheless, some male students cannot understand this assertion, and they often blame females who have even been victims of sexual violence for ‘self-responsibility’ . It is the most difficult point for me to accept their ‘resistance’ and ‘repulsion’ and understand their reason of their reaction. Although through my effort to consider background of their ‘resistance’ and ‘repulsion’ , the possibility of education for gender equity society increases.

Keywords: education for gender equity, victimity, subjectivity, sex violence, sex behavior

注 釈 一 覧

運動と研究の架橋／世代の架橋としての教育の可能性

- 1) 現在では、これらの差別問題の解決を企図して始まった一連の授業に対し「社会と人権」という枠組が作られている。(p. 1)
- 2) 大阪市立大学では「ジェンダーと現代社会I」としてメディア、教育、労働社会におけるジェンダーをテーマに1科目展開されているが、本稿では主に、セクシュアリティをめぐる問題を議論する「ジェンダーと現代社会II」の実践についてあつかう。(p. 1)
- 3) 受講生からの感想文については、講義の初回に、感想文は人権教育関係の研究に用いる可能性があること、使われたくない場合はその都度その旨を書いてほしいこと、研究資料として用いることを拒否した場合に不利益はないこと、また引用する場合には個人情報明らかにならない形で用いること、などを説明し、また、授業での感想をまとめて返す冊子においてもその後2回程程度、研究目的に利用する旨を文書と口頭で説明した。(p. 1)
- 4) そこでは、セックス、セクシュアルオリエンテーション、ジェンダーアイデンティティなどのことばの意味を教え、二元論的に固定化された性としてだけ性をとらえることの政治性を説明するが、初めて聞く学生がその複雑さをすぐに理解するわけではない。そしてまた、自らの関心が「性暴力」(現実にはその多くは男性から女性に向かう)にあるため、その後の議論が結局のところ性別二元論を前提に進んでいることは事実である。(p. 1)
- 5) 今回の刑法改正においては、被害者を女性に限っていた「強姦罪」、「準強姦罪」から、男性も対象に含める「強制性交等罪」、「準強制性交等罪」に変更され、法定刑の下限が「3年以上の有期懲役」から「5年以上の有期懲役」に引き上げられた。また、新しく「監護者わいせつ罪」及び「監護者性交等罪」が設けられた。また、親告罪の規定をなくし、告訴がなくても起訴できるようになった。とはいえ、監護者が親や施設職員などに限られているという点で、加害者と被害者との権力関係のなかで拒否できない形での性行為の強制力に対する配慮がなされた法文にはなっていないこと、脅迫暴行条件について、被害者にとって極めて厳しい条件になっていることなど、課題も残っている。(p. 2)
- 6) 2016年8月10日から21日までの間、東京新宿区で初めて開催された企画だが、その後も横浜、京都、大阪など多くの都市を巡回しており、2017年12月現在でも今後の巡回予定がある状況にある。初回の東京新宿区で行われた企画展には、11日間で2975人の入場があったという。(p. 2)
- 7) 「快樂のため。愛情を求めて。 その場限りの考えで。孤独で寂しい人がやること。遊ぶお金がほしいから。友だちに誘われて。自分は売春を断った経験があるけど、やる人はやりたくてやっているんだと思う。そんな友だちはいなかったからわからない。正直そんな人と関わりたくない。どうしてそこまでやれるのか理解できない……など。」とする感想は、同世代として本稿で扱う受講者の思いとも重なる可能性が高い。(p. 2)
- 8) 社会問題の当事者の声をどのようにとりあげ、それをどのような社会問題のなかに位置づけ、説得力をもって多くの人に伝えるのか、現場に根差した「研究」の成果として、今回のドキュメンタリーをとらえることもできるだろう。実際、多くの優秀なドキュメンタリー監督や、あるいはプロデューサーが大学教授となり研究者となっていることを考えるとき、従来の「研究」がもつ、研究者ネットワークにおける文字での発表以外の発表形態が「研究」として認められつつあると言える。(p. 2)
- 9) Duval Guillaume, 2012, 'Girls going wild in red light district', Youtube, (2018年1月5日取得, <https://www.youtube.com/watch?v=y-a8dAHDQoo>) (p. 2)
- 10) この点韓国からの留学生が以下のような感想を提出するのは対照的だ。
「私は性の商品化について明確に、ジェンダー暴力であり、人権侵害につながると思います。韓国でも、性サービスは法的に禁止されていますが、あいまいな法律のせいで頻繁に売春がおこっている状況です。で、性サービス産業を合法にすべきかをめぐる議論が次々出ています。しかし私は性サービス産業を厳しく禁止すべきだと思います。万が一、性サービスが合法になったら、女性を人間とみるのではなく、モノにすぎない、ただ生殖器をもっているモノになってしまい、深刻な人権侵害になると思います。また、今も世の中は女性を性的対象化されることも多くあるし、(映画、ドラマなど) 女性の人権はもっと低くなると思います。男性→女性→売春女性(ママ) 法的に厳しく規制すべきだと思います。」(p. 3)
- 11) ちなみに、この意見に対しては、次の授業時に上記の感想を紹介したところ、下記のように感想が寄せられ、それもまた学生にフィードバックしている。
性産業で働いている友人から
「いやいや働いていることはない」という返事を聞いたというお話がありましたが、以前見た「私たちは買われた展」のビデオにもあったように、売春をしている子たちは「本当は嫌だけど、自分が好きでやっているように、楽しんで納得してやっているように」ふるまっている可能性があるということ。また、売春によって好きな服が買える、勉強ができると楽しそうな友人が家うというお話もありましたが、それは「好きな服が買える、勉強ができる」といった「結果」に対する喜びなのではないか、「売春をする」という「過程」に対して本当はどう思っているのか?ということ。こういう部分に考えを巡らせることも必要ではないかと思いました。
このようなかたちで、様々な学生の感想をシェアして、再度考えさせ感想をもらい、再度シェアして、というやりとりの中で学生の理解・思考が深まることがあるのは、教育のだいご味のひとつだ。(p. 4)
- 12) 実際には、性サービス産業が性暴力の抑止力になっているかどうかの実証は極めて難しく、性サービス産業が盛んになっているときに性暴力が頻発する社会になっているという歴史的事実もあり、また、戦争に従事する兵士を相手にする性サービス産業においては性暴力がよりいっそう激化する傾向にある事実も明らかにされている。(平井2014、菊地2010など参照)。(p. 6)
- 13) 高校までの間にジェンダー平等教育を受けたことがあるかどうかによってもずいぶん授業開始段階でのジェンダー問題へのスタンスには差があるように思われる。(p. 7)